

須崎市建設工事電子競争入札心得

(趣旨)

- 第1条** 須崎市発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)のうち、電磁的記録を用いた競争入札(以下「電子入札」という。)の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、須崎市契約事務規則(平成18年6月1日須崎市規則第19号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。
- 2 電子入札によらない競争入札の取扱いについては、須崎市における指名競争入札参加者の入札心得及び須崎市における一般競争入札参加者の心得による。

(電子入札に参加できる者)

- 第2条** 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。
- (1) 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

- 第3条** 電子入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に規則第9条(規則第36条において準用する場合を含む。)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条(規則第36条において準用する場合を含む。)の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

- 第4条** 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、一般競争入札においては公告で定める入札期間に、指名競争入札においては指名通知書で別に定める日から入札期限までの間に(以下いずれも「入札期間」という。)、電子入札システムの入力画面から入札金額を登録するものとする。ただし、須崎市が別の方法によることを指示した場合には、この限りではない。
- 3 入札金額の登録と合わせて、電子入札システムの仕様で定める方法により、電子くじで使用するくじ番号を登録するものとする。
- 4 第2項の規定によらず、紙の入札書による入札を行う場合は、別に定めるところにより入札書(別記第1号様式をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額で入札しなければならない。
- 6 入札の金額には、1円未満の端数を付することができない。1円未満の端数を付したものはあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 7 電子入札に参加した者(以下「入札者」という。)は、既に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。

(入札の基本的事項)

- 第5条** 開札は、公告又は指名通知で定める日時に、電子入札システムにより行う。
- 2 前条第4項の入札については、別に定めるところにより、須崎市が開封した後入札書記載の入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力し、他の登録された入札と併せて開札する。
- 3 前項の開札には、政令第167条の8第2項の規定に基づき、入札者を立ち合わせないものとする。
- 4 次の場合には、入札は行わない。

- (1) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき（第8条第1項に規定する別記第3-1号様式の提出による辞退の結果、入札参加者が1者となった場合を除く。）ただし、建設工事の入札において、工事内容、施工場所等の地域性、指名状況、再改入札への移行の可能性等についての検討を行い、競争性が確保されていると判断される場合には有効な入札と取り扱い入札を続行できることとする。
- (2) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為のほか、公正な入札を妨げる行為を行ってはならない。

(工事費内訳書)

第6条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加者は、別に定めるところにより、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の電子ファイルを作成し、第4条第2項の登録時に添付して提出しなければならない。電子ファイルによる工事費内訳書の添付が困難な場合の取扱いについては、別に定める。

- 2 建設工事に係る競争入札において、第4条第4項による入札を行う者は、別に定めるところにより、工事費内訳書を併せて提出しなければならない。
- 3 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 電子入札システムに障害が発生したとき（電子証明書の紛失・破損又は使用機器の不具合等、入札参加者の責によるものは除く。）
- (3) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札参加者又は入札者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、電子入札システムにより辞退することができる（開札日が同日の指名競争入札及び一般競争入札において、開札日の前日までに、別記第3-1号様式の提出により、辞退した場合を含む。）。

- 2 第4条第4項による入札を行う者又は既に行った者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、別記第3号様式の提出により辞退することができる。
- 3 入札を行わなかった者（第4条第2項の入札金額の登録又は同条第4項の入札書の提出をしなかった者をいう。）は、入札を辞退したものとみなす。
- 4 前各項により入札を辞退した者（入札を辞退したものとみなされた者を含む。）は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 第4条第4項の紙の入札書による入札において、入札者の記名及び押印（押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名又は連絡先（電話番号））を欠く入札書、誤字や脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、入札の金額が未記入の入札書、入札の金額の訂正が行われた入札書、押印を省略した場合に訂正や文字の挿入を行った入札書又は押印を省略した場合に開

札時の連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書により行われた入札

- (2) 第6条による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）
- (3) その他、入札の諸条件に違反した入札

（失格の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。ただし、第3号及び第4号を除き、次条から第13条までの規定による落札者となり得る者又は落札候補者についてのみ判断する。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき（落札決定前に入札者が入札に参加する資格を喪失した場合を含む。）
 - (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をしたとき
 - (3) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をしたとき
 - (4) 最低制限価格を下回る価格の入札をしたとき
 - (5) 第14条のくじに参加しないとき
 - (6) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき
- 2 前項第3号に該当する入札をした者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札した理由を記載した理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

（落札者の決定方法）

第11条 次条及び第13条に規定する場合を除き、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（一般競争入札にあつては、入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

（最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法）

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（落札決定）

第13条 落札となる入札があつたときは、直ちに落札者を決定してその旨を通知するとともに、第23条により入札結果を公表する。

- 2 落札者が得られない場合には、その入札の結果を公表する（予定価格（事後公表とされたものに限る。）及び最低制限価格を除く。）。

（同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

第14条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定する。

- 2 入札者は、前項のくじへの参加を辞退することができない。くじの参加辞退等の意思表示があつたとしても、これを認めない。

（入札の保留）

第15条 やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

- 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札者に通知しなければならない。

（再度入札）

第16条 開札の結果、入札者全員の入札が予定価格を上回る等により、落札となるべき入札がない場

合であって、初度入札に参加した者のうちで再度の入札に参加できる者があるときは、原則として開札日の翌日（閉庁日を含まない。）に再度の入札を行う。なお、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。ただし、建設工事の入札において、工事内容、施工場所等の地域性、指名状況、再改入札への移行の可能性等についての検討を行い、競争性が確保されていると判断される場合には有効な入札と取り扱い入札を続行できることとする。

- 2 建設工事に係る競争入札においては、再度入札に当たって、入札参加者は第6条第1項の工事費内訳書を提出しなければならない。第4条第4項により初度入札を行った者で電子入札システムにより再度入札が行えない者は、別に定めるところにより再度入札を行う。
- 3 再度入札は、2回まで行う（初度入札を含め、最大3回の入札を行う）。
- 4 再度入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 入札を辞退した者
 - (2) 入札辞退とみなされた者
 - (3) 入札の結果失格となった者

（更改入札等）

第17条 入札不調（第5条第4項の規定により入札が行われなかった場合（以下「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行うことができる。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行うことができる。

(2) 指名競争入札

設計書等を見直しを行い、再度同じ業者を指名する。ただし、再度同じ業者を指名することが困難な場合は新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行うことができる。

- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行うことができる。

- (1) 指名競争入札において、入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
 - (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
 - (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、最低制限価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札者
- 3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

（契約書の提出等）

第18条 落札者は、契約書の案に記名押印し、その他必要書類を添えて、これらを落札決定の日から閉庁日を含む10日以内に契約担当機関に提出しなければならない。ただし、提出の期日について須崎市長が別途定めた場合は、この限りではない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとし、政令第167条の2第1項第9号の規定により別に相手方を定めて随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項で別に定める相手方は、第11条から第12条までの規定により、契約書の案を提出しなかつ

た落札者を除いたときに落札者となる者とする。

- 4 落札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(現場代理人・技術者届等)

第 19 条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、その入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。
- 3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第 4 項の規定を準用する。
- 4 前 3 項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

(契約の保証金)

第 20 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 44 条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 45 条の規定により免除された場合又は規則第 46 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約の保証金の免除又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(議会議決案件の契約の確定)

第 21 条 須崎市議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、須崎市議会の議決を経た後に須崎市長が本契約とする旨の通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第 22 条 入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第 23 条 落札又は入札の結果は、別記第 4 号様式による入札記録にとりまとめて公表し、保存する。

附 則

この心得は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。